

高岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雑誌スポンサー制度」とは、高岡市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者の閲覧に供するために収集する雑誌の購入費をスポンサーが負担し、当該雑誌のカバー等にスポンサーの広告を表示する制度をいう。

2 この要綱において「スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度を利用し、雑誌を購入して図書館に提供する法人又は団体等をいう。

(スポンサーの要件)

第3条 スポンサーとなることができるものは、次の各号に掲げる業種又は事業者のいずれにも該当しない企業、商店、団体等とし、個人は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類する業種若しくは事業者
- (2) 消費者金融、債権取立、示談交渉等に係る業種又は事業者
- (3) 飲酒、喫煙、賭博その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事項に係る業種又は事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施しない事業者
- (8) 本市の市税を滞納している事業者
- (9) 本市の指名停止措置を受けている期間中の事業者
- (10) 高岡市暴力団排除条例（平成24年高岡市条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと高岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める業種又は事業者

2 スポンサーになろうとするものは、自らが発行する雑誌のスポンサーとなることはできない。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがなく、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

2 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に類するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に類するもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 広告内容を市又は教育委員会が推奨している誤解を招くもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないと教育委員会が認めるもの

(広告に関する責務)

第5条 スポンサー又はその委託、委任等を受けたものは、表示した広告の内容に関する責任（表示する広告により第三者に及ぼした損害の賠償責任を含む。）を負うものとする。

(広告の表示期間)

第6条 広告を表示する期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間の途中で申込みがあった場合で、第9条の規定による決定があったときは、当該決定のあった日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

(広告の表示方法等)

第7条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、図書館の館長（以下「館長」という。）が別に定める。

(スポンサーの申込み)

第8条 スポンサーとなろうとするものは、館長が別に定める募集方法により、雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に教育委員会が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

- 2 スポンサーとなろうとするものは、前項の規定による申込みの際に、教育委員会が別に指定する雑誌のうちから提供する雑誌を選定するものとする。

(スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の書類の提出があったときは、スポンサーの適否、広告の内容等を審査し、適当と認めるときは、雑誌スポンサー制度承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による審査を行うため、図書館に審査会を設置し、審査に係る意見を聴くことができる。
- 3 広告の表示の決定を受けたものは、遅滞なく誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(雑誌の提供)

第10条 前条の規定によりスポンサーの決定を受けたものは、第6条に規定する広告を表示する期間（以下「表示期間」という。）において、教育委員会が別に定める方法により、図書館に雑誌を提供するものとする。

- 2 表示期間満了の3箇月前までにスポンサーからの意思表示がない場合は、当該表示期間の翌年度においても雑誌を提供する意思があるものとみなし、その後もまた同様とす

る。

3 提供を受けた雑誌の配架場所は、館長が定める。

4 スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

(広告の内容変更)

第11条 スポンサーは、広告の表示内容を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会に申し出て、変更の決定を受けなければならない。

2 第8条及び第9条の規定は、前項の規定による広告の表示内容の変更の手続について準用する。

(広告表示中止の申出)

第12条 スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の3箇月前までに教育委員会に申し出なければならない。

(スポンサーの取消し)

第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、スポンサーの決定を取り消し、広告の表示を中止することができる。

(1) 前条の規定によりスポンサーが雑誌の提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。

(2) 広告を表示する期間中において、当該スポンサーが第3条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がスポンサーとして適切でないと認めるとき。

2 前項の規定により広告の表示を中止した場合であっても、当該表示期間に係る雑誌の購入に要する費用は、当該スポンサーが負担しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。